

令和7年2月21日

令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪により
被害を受けられた皆さまへ

日本ワイド少額短期保険株式会社

このたび令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪により被害を受けられた皆さまへ、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、下記の窓口におきまして、ご契約者の皆さまからのお問い合わせ、被害のご連絡・ご相談を承っております。

【災害救助法適用に伴う特別措置について】

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者様を対象に、更新契約のお手続きならびに保険料のお支払いにつきまして、一定の猶予期間を設ける特別措置を実施致します。

特別措置の適用をご希望のご契約者様は弊社担当窓口までご連絡下さい。

事故受付専用ダイヤル：0120-519-482（24時間365日対応）
弊社担当窓口：0120-767-081（平日9：00～17：00）

○災害救助法の適用地域

対象地域	法の適用日
<p>【青森県】 青森市（あおもりし） 弘前市（ひろさきし） 黒石市（くろいしし） 五所川原市（ごしょがわらし） つがる市（つがるし） 平川市（ひらかわし） 西津軽郡鰺ヶ沢町（にしつがるぐんあじがさわまち） 中津軽郡西目屋村（なかつがるぐんにしめやむら） 北津軽郡板柳町（きたつがるぐんいたやなぎまち） 北津軽郡鶴田町（きたつがるぐんつるたまち）</p>	令和7年2月25日
<p>【新潟県】 南魚沼市（みなみうおぬまし）</p>	令和7年2月20日

以上